■フローチャート

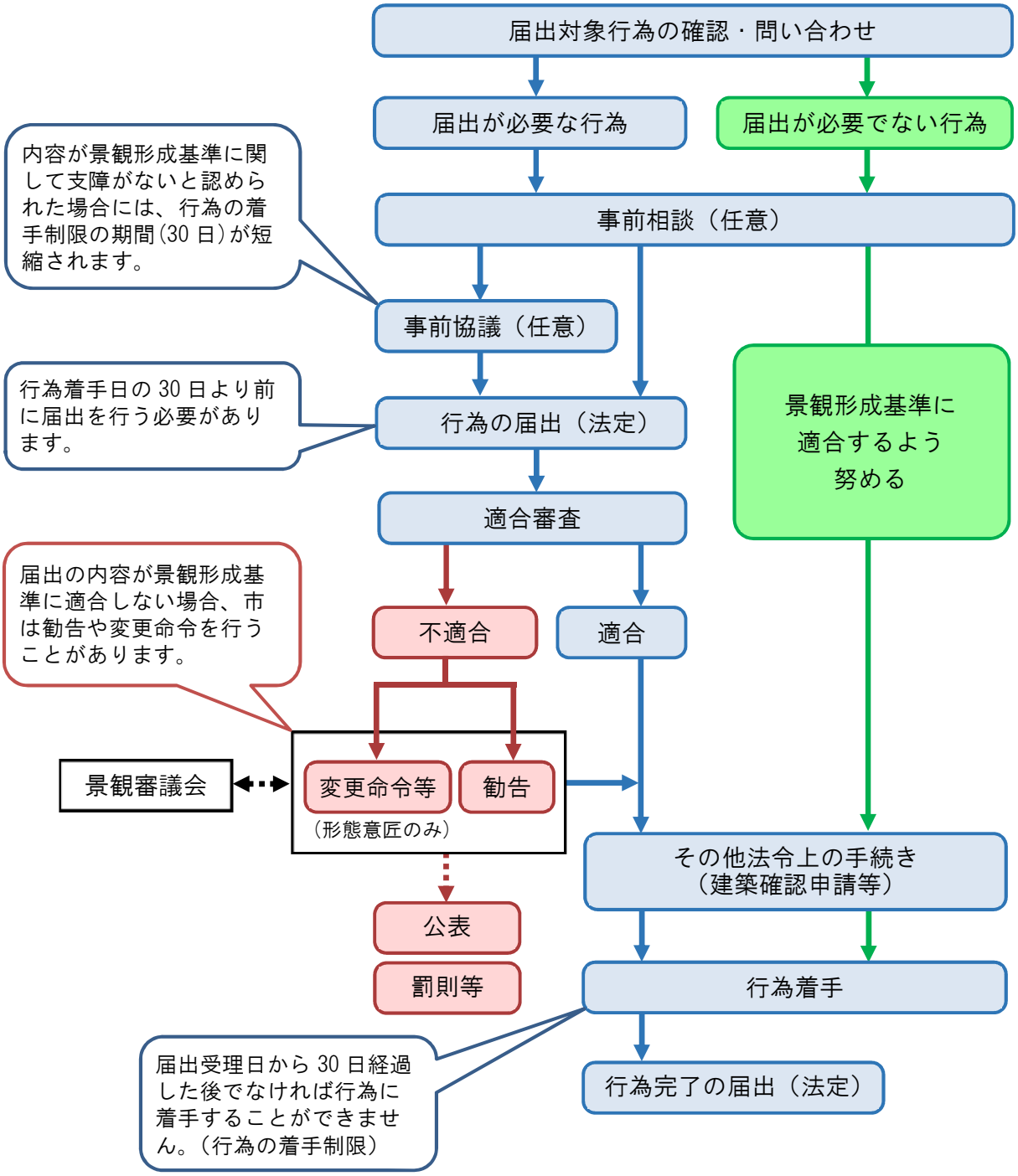
届出対象行為の確認・問い合わせ
届出が必要な行為
届出が必要でない行為
内容が景観形成基準に関して支障がないと認められた場合には、行為の着手制限の期間(30 日)が短縮されます。
事前相談（任意）
事前協議（任意）
行為着手日の 30 日より前に届出を行う必要があります。
行為の届出（法定）
景観形成基準に適合するよう努める
適合審査
届出の内容が景観形成基準に適合しない場合、市は勧告や変更命令を行うことがあります。
不適合
適合
景観審議会
変更命令等
勧告
（形態意匠のみ）
その他法令上の手続き（建築確認申請等）
公表
罰則等
行為着手
届出受理日から 30 日経過した後でなければ行為に着手することができません。（行為の着手制限）
行為完了の届出（法定）